明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

（地方税法施行令等の一部を改正する等の政令の一部改正）

第十五条　地方税法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十八年政令第百三十三号）の一部を次のように改正する。

第一条のうち地方税法施行令第五十八条の改正規定中「第十二条の二の三第一項、第十二条の二の四」を「第十二条の二の二第一項、第十二条の二の三、第十二条の二の五」に改め、「削り」の下に「、「第十二条の四から第十四条まで」を「第十三条、第十四条」に」を、「に」の下に「「第三十条の二」を「第三十一条」に」を加える。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　山本　早苗
財務大臣　麻生　太郎

地方交付税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百十九号

地方交付税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三号）の施行に伴い、並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十二条第一項、地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第五条の三第四項第一号及び第五条の四第一項第一号、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第百二条第一項並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号）第二条第五号及び第六号並びに第十一条ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

（地方自治法施行令の一部改正）

第一条　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第二百十条の十二第一項中「並びに道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）附則第十六条第一項の規定により特別区に交付するものとされる交通安全対策特別交付金の額」を削り、「同条第一項及び第三項並びに同法附則第七条」を「同項及び同条第三項」に改め、同条第三項中「においては」を「には」に改める。

附則第七条の四中「平成二十六年度以後の各年度における」を「当分の間、普通交付金の交付に係る」に、「当分の間、同項中」を「同項中「額に」とあるのは「額並びに道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）附則第十六条第一項の規定により特別区に交付するものとされる交通安全対策特別交付金の額に」と、」に、「附則第七条」を「同条第三項」に、「附則第七条」を「同条第三項並びに同法附則第六条の三」に改める。

（地方財政法施行令の一部改正）

第二条　地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一号イ中「、航空機燃料譲与税及び交通安全対策特別交付金の収入見込額を」を「及び航空機燃料譲与税の収入見込額（以下イ及び次号において「特定収入見込額」という。）を」に、「当該地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税、航空機燃料譲与税及び交通安全対策特別交付金の収入見込額」に改め、同号ロ中「税（以下」の下に「ロにおいて」を加え、「（以下「配分率」という。）」を削り、同条第二号中「同条の規定により算定した地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税、航空機燃料譲与税及び交通安全対策特別交付金の収入見込額」を「特定収入見込額」に、「並びに当該地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税、航空機燃料譲与税及び交通安全対策特別交付金の収入見込額」を「及び特定収入見込額」に改め、同条第三号中「、石油ガス譲与税及び交通安全対策特別交付金の収入見込額を」を「及び石油ガス譲与税の収入見込額（以下この号において「特定収入見込額」という。）を」に、「当該特別とん譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税、地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税及び交通安全対策特別交付金の収入見込額」を「特定収入見込額」に改め、同条第四号中「、地方揮発油譲与税及び交通安全対策特別交付金の収入見込額を」を「及び地方揮発油譲与税の収入見込額（以下この号において「特定収入見込額」という。）を」に、「当該特別とん譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税及び交通安全対策特別交付金の収入見込額」を「特定収入見込額」に改める。

附則第九条を次のように改める。

（臨時財政対策債に係る標準的な規模の収入の額の特例）

第九条　平成二十五年度における第十三条の規定による額の算定に係る同条の規定の適用については、同条第一号イ中「並びに特定収入見込額」とあるのは「、特定収入見込額並びに地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五号）第五条の規定による改正前の法第三十三条の五の二第一項の規定により起こすことができることとされた地方債（次号から第五号までにおいて「臨時財政対策債」という。）の額」と、同条第二号中「及び特定収入見込額」とあるのは「、特定収入見込額及び臨時財政対策債の額」と、同条第三号から第五号までの規定中「並びに特定収入見込額」とあるのは「、特定収入見込額並びに臨時財政対策債の額」とする。

2　平成二十六年度から平成二十八年度までの各年度における第十三条の規定による額の算定に係る同条の規定の適用については、同条第一号イ中「並びに特定収入見込額」とあるのは「、特定収入見込額及び臨時財政対策債の額」と、同条第三号から第五号までの規定中「並びに特定収入見込額」とあるのは「、特定収入見込額並びに臨時財政対策債の額」とする。

2　平成二十六年度から平成二十八年度までの各年度における第十三条の規定による額の算定に係る同条の規定の適用については、同条第一号イ中「並びに特定収入見込額」とあるのは「、特定収入見込額並びに地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三号）第三条の規定による改正前の法第三十三条の五の二第一項の規定により起こすことができることとされた地方債（次号から第五号までにおいて「臨時財政対策債」という。）の額」と、同条第二号中「及び特定収入見込額」とあるのは「、特定収入見込額及び臨時財政対策債の額」と、同条第三号から第五号までの規定中「並びに特定収入見込額」とあるのは「、特定収入見込額並びに臨時財政対策債の額」とする。

3　平成二十九年度から平成三十一年度までの各年度における第十三条の規定による額の算定に係る同条の規定の適用については、同条第一号イ中「並びに特定収入見込額」とあるのは「、特定収入見込額並びに法第三十三条の五の二第一項の規定により起こすことができることとされた地方債（次号から第五号までにおいて「臨時財政対策債」という。）の額」と、同条第二号中「及び特定収入見込額」とあるのは「、特定収入見込額及び臨時財政対策債の額」と、同条第三号から第五号までの規定中「並びに特定収入見込額」とあるのは「、特定収入見込額並びに臨時財政対策債の額」とする。

附則第十条の見出し中「平成二十四年度及び」を削り、同条中「平成二十四年度及び」を削り、「おける第十三条」の下に「の規定による額の算定に係る同条」を、「上欄に掲げる」の下に「同条の」を加え、同条の表第十三条第一号イの項中「第十三条第一号イ」を「第一号イ」に、「同条

同条	読替
及び航空機燃料譲与税	、航
	付金

」を

読替え後の地方交付税法第十四条
空機燃料譲与税及び交通安全対策特別交

に改め、同表第十三条第一号ロの項中「第十三条第一号ロ」を「第一号ロ」に改め、同表中

第十三条第二号から第四号まで	同法第十四条	読替え
同条		読替え